

日野グリーンタウン建築協定

第 1 条 (目的)

この建築協定は、第7条に定める区域内(以下「協定区域」という)における建築物の位置・用途・形態に関する基準を協定し、住宅地としての環境を高度に維持・増進することを目的とする。

第 2 条 (用語の定義)

この建築協定に用いる用語の意義は建築基準法(昭和25年法律第201号)及建築基準法施行令(昭和25年政令338号)に定めるところによる。

第 3 条 (名称)

この建築協定は日野グリーンタウン建築協定(以下「協定」という)と称する。

第 4 条 (協定の締結)

この協定は、協定区域内の土地の所有者及建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有するもの(以下「土地の所有者等」という)の全員の合意によつて締結する。

第 5 条 (協定の変更)

協定区域内における土地の所有者等がこの協定に係る区域・建築物に関する基準・有効期間又は、違反者の措置を変更しようとする場合は、その全員の合意によるものとし、これを市長に申請しその認可を受けなければならない。

第 6 条 (協定の廃止)

協定区域内の土地の所有者等がこの協定を廃止しようとする

場合は、その過半数の合意によるものとし、それを横浜市長に申請して認可を受けなければならない。

第 7 条 (協定区域)

この協定の区域は次のとおりとする。

1 街区	4 号地より	1 2 号地まで
2 街区	1 号地。2 号地。4 号地より	1 5 号地まで
3 街区	1 号地より	1 3 号地まで
4 街区	1 号地より	1 1 号地まで
5 街区	1 号地より	1 2 号地まで
6 街区	1 号地より	1 5 号地まで

計 7 2 区画

第 8 条 (建築物の制限)

前条に定める区域内の建築物の敷地。位置。用途。形態は次の各項に定める基準によるものとする。

- 1 一区画の敷地を分割して、使用してはならない。又、二次造成(切土。盛土)をしてはならない。但し、車庫、階段等はこの限りではない。
- 2 外壁又はこれに代る柱の面から道路境界線までの距離は 1 m 以上とし、隣地境界線までの距離は 0.6 m 以上とする。但し、建築基準法施行令第 1 3 5 条の 5 の規定に適合する場合はこの限りではない。

日野グリーンタウン建築協定

第 1 条 (目的)

この建築協定は、第7条に定める区域内(以下「協定区域」という)における建築物の位置・用途・形態に関する基準を協定し、住宅地としての環境を高度に維持・増進することを目的とする。

第 2 条 (用語の定義)

この建築協定に用いる用語の意義は建築基準法(昭和25年法律第201号)及建築基準法施行令(昭和25年政令338号)に定めるところによる。

第 3 条 (名称)

この建築協定は日野グリーンタウン建築協定(以下「協定」という)と称する。

第 4 条 (協定の締結)

この協定は、協定区域内の土地の所有者及建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有するもの(以下「土地の所有者等」という)の全員の合意によつて締結する。

第 5 条 (協定の変更)

協定区域内における土地の所有者等がこの協定に係る区域・建築物に関する基準・有効期間又は、違反者の措置を変更しようとする場合は、その全員の合意によるものとし、これを市長に申請しその認可を受けなければならない。

第 6 条 (協定の廃止)

協定区域内の土地の所有者等がこの協定を廃止しようとする

場合は、その過半数の合意によるものとし、それを横浜市長に申請して認可を受けなければならない。

第 7 条 (協定区域)

この協定の区域は次のとおりとする。

1 街区	4 号地より	1 2 号地まで
2 街区	1 号地。2 号地。4 号地より	1 5 号地まで
3 街区	1 号地より	1 3 号地まで
4 街区	1 号地より	1 1 号地まで
5 街区	1 号地より	1 2 号地まで
6 街区	1 号地より	1 3 号地まで

計 7 2 区画

第 8 条 (建築物の制限)

前条に定める区域内の建築物の敷地。位置。用途。形態は次の各項に定める基準によるものとする。

- 1 一区画の敷地を分割して、使用してはならない。又、二次造成(切土。盛土)をしてはならない。但し、車庫、階段等はこの限りではない。
- 2 外壁又はこれに代る柱の面から道路境界線までの距離は 1 m 以上とし、隣地境界線までの距離は 0.6 m 以上とする。但し、建築基準法施行令第 1 3 5 条の 5 の規定に適合する場合はこの限りではない。

- 3 建築物の用途は1戸建住居専用住宅、医院（獣医院を除く）併用住宅とする。
但し、建築基準法施行令第130条の3の規定による店舗兼用住宅は、認めるものとする。
- 4 階数は地階を除き2以下とする。
- 5 建築物の高さについては、地盤面から最高の高さは9m、軒の高さは6.5mをそれぞれ超えないものとする。
- 6 塀はブロック積。その他これに類するものとしなない。
ただし、県道洋光台線に面した敷地に関しては、防音対策上この限りではない。
- 7 公益上必要な建築物で運営委員会が承認し、横浜市長が認めたものについては、第8条の規定を適用しないことができるものとする。

第 9 条 （有効期間）

この協定の有効期間は、横浜市長の認可公告のあつた日より第6条に定める協定の廃止の認可公告のあつた日までとする。但し、違反者の措置に対しては期間満了後もなお、その効力があるものとする。

第 10 条 （効力の継承）

この協定の認可公告のあつた日以後において、本協定区域内の土地所有者等となつた者に対してもその効力があるものとする。

第 11 条 （違反者の措置）

- 1 第8条に定める基準に違反した者があつた場合、第14条に定める委員長は、第13条に定める協定運営委員会の

決定にもとづき、当該土地の所有者等に対して、工事の施行停止を請求し、かつ、文書をもつて相当の猶予期間を付けて、当該行為を是正するための必要な措置をとることを請求することができるものとする。

2 前項の請求があつた場合、当該土地の所有者等はこれに従わなければならない。

第 1 2 条 （ 裁 判 所 へ の 提 訴 ）

1 違反者が前第 1 1 条の請求に従わない場合、委員長は、第 1 3 条の委員会の決定に基づき、強制履行を裁判所に請求できるものとする。

2 前項の提訴手続等に要する一切の費用は当該、違反者の負担とする。

第 1 3 条 （ 運 営 委 員 会 ）

1 この協定の運営に関する事項を処理するため、協定運営委員会（以下「委員会」という）を設置する。

2 委員会は本協定区域内の土地の所有者等の互選により選出された委員、若干名をもつて構成する。

3 委員の任期は 2 年とする。但し、補欠の委員の任期は前任者の任期の残存期間とする。

4 委員は再任されることができる。

第 1 4 条 （ 役 員 ）

1 委員会には次の役員を置く

委員長 1 名 副委員長 1 名 会計 1 名 委員 2 名

2 委員長は委員の互選により選出する。委員長は、委員会を代表し、協定運営の事務を総括する。

- 3 副委員長及会計は、委員の中から、委員長が委嘱する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、これを代行する。
昭和34年 月 日
- 5 会計は委員会の経理に関する業務を処理する。

第15条 (補則)

この協定に規定するもののほか、委員会の運営、組織、議事、並びに委員に関する必要な事項は別に定める。

~~横浜市 野 村 昭 雄~~

附 則

~~野 村 昭 雄~~

- 1 この協定は、横浜市長の認可公告のあつた日から功力を発する。

土地所有者

住 所 番 地

氏 名

野村昭雄
〒220 横浜市磯子区磯子1-1-1
野村昭雄